

愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領 新旧対照表（平成 30 年 7 月 30 日改正）

新	旧
<p>愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領</p> <p>（会議）</p> <p>第 4 条 会議は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という。）の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）が、別表 2 に掲げる者の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を<u>構成員としてその都度招集することにより開催する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。</u></p> <p>4 <u>会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	<p>愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領</p> <p>（会議）</p> <p>第 4 条 会議は、一宮保健所、瀬戸保健所、春日井保健所、津島保健所、半田保健所、衣浦東部保健所、新城保健所、豊川保健所及び西尾保健所（以下「基幹的保健所等」という。）の長（名古屋・尾張中部圏域においては健康福祉部長及び清須保健所長）が、別表 2 に掲げる者の中から、議題の内容に応じ必要と認める者を招集することにより開催する。</p> <p>2 略</p>